

港区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

本案は、国の「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」の一部改正を踏まえ、満3歳以上限定小規模保育事業に係る運営基準の追加等をするものです。

【法令改正の背景】

国家戦略特別区域に限って認められていた、3歳児から5歳児までのみを対象とした小規模保育事業（以下「満3歳以上限定小規模保育事業」という。）について、区域に限らずに実施を可能とする児童福祉法の改正に伴い、満3歳以上限定小規模保育事業の実施について必要な運営基準を定める省令改正が行われました。

また、保育所等における障害のある子どもや医療的ケア児の受入れを推進するとともに、ニーズに応じた専門的な支援を確保・充実させるため、理学療法士、心理職等の専門職の活用を進め、保育所等における専門的支援やインクルージョンの推進を図る省令改正が行われました。

【条例改正の内容】

- ①満3歳以上限定小規模保育事業者は、代替保育の提供等の連携協力を行う保育所等を適切に確保しなければならないこととします。
- ②満3歳以上限定小規模保育事業者は、運営規程に定める利用定員について、満3歳以上の幼児の定員を定めなければならないこととします。
- ③理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者を、1人に限り、保育士とみなすことができることとします。
- ④その他規定の整備

【施行期日】

公布の日